

健康推進課

担当：健診・予防チーム 江端
(0562-54-1300)

市公共施設（屋外体育施設を除く）の休館・休止を延長

3月25日(水)に第6回知多市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、市公共施設の休館・休止期間について、屋外体育施設を除き、3月末までから4月15日(水)まで延長することを決定しました。

屋外体育施設は、感染拡大のリスクを高める3つの「密」の条件を避けるなどの感染拡大防止対策を行い、4月1日(水)から利用を再開します。

1 市公共施設の休館・休止期間を延長

屋外体育施設を除き、休館・休止期間を4月15日(水)まで延長します。

※今後の状況に応じて期間については、延長することがあります。

2 屋外体育施設の利用を再開

感染拡大防止対策を行い、屋外体育施設の利用を4月1日(水)から再開します。

- ・感染拡大のリスクを高める3つの条件（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けるよう利用者に要請します。
- ・後に感染が確認される場合に備え、利用者と連絡が取れるよう対策を行います。

3 利用料金等の還付

施設の休館・休止に伴うもの及び感染症拡大防止のために4月30日(木)までの利用を中止する場合は、利用料金等は全額還付します。

4 その他

各施設の詳細は別添のとおりです。